

第50回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年6月23日（木曜日）
午前10時（受付開始時刻 午前9時）

場所

じゅうろくプラザ 2階 ホール
岐阜県岐阜市橋本町1丁目10番地11
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

※今後の新型コロナウイルス感染拡大状況により、株主総会の運営等に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにてご案内いたします。
当社ウェブサイト ▶ <https://gfc-jp.com/>



GFC
ジーエフシー株式会社

証券コード：7559

ごあいさつ



株主の皆様には、平素より格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

ここに、第50回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

当社は、2022年8月に設立50周年を迎えます。これもひとえに平素より株主の皆様の温かいご支援と関係各位の格別のご高配の賜物と心より感謝申し上げます。

株主の皆様におかれましては、今後もより一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長
西村 公一

『おいしい出会い』を創りたい
おいしい笑顔の世界を広げたい

基本理念

食文化のゆとりと夢を創造します

経営理念

得意先には、サービス精神を
仕入先には、安心と安全を
株主には、企業価値の増大を
社員には、楽しさと生きがいを
地域社会には、奉仕の心を
もって社会の一員として
会社の発展を目指します。

目次

■ ごあいさつ／基本理念／経営理念	1
■ 第50回定時株主総会招集ご通知	2
■ 株主総会参考書類	
第1号議案	6
第2号議案	7
第3号議案	9
第4号議案	11
第5号議案	13
■ 事業報告	14
■ 計算書類	28
■ 監査報告	32
■ ホームページのご案内／株主メモ	38

証券コード 7559
2022年6月6日

株 主 各 位

岐阜県羽島郡笠松町田代978番地の1
ジーエフシー株式会社
代表取締役社長 西 村 公 一

第50回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第50回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月22日（水曜日）午後5時45分までに到着するように、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2022年6月23日（木曜日）午前10時（受付開始時刻 午前9時）	
2. 場 所	岐阜県岐阜市橋本町1丁目10番地11 じゅうろくプラザ 2階 ホール (2021年11月26日開催の臨時株主総会開催場所から変更しておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。)	
3. 目的事項	報告事項	1. 第50期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第50期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
	決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件 第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://gfc-jp.com/>) に掲載させていただきます。
- ◎ 当社は、法令及び当社定款の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://gfc-jp.com/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には、記載しておりません。
 - ・ 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ・ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ・ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」なお、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の提供書面記載のもののほか、インターネット上の当社ウェブサイトに記載しているものとなります。

【電子提供制度のご案内】

2022年9月1日に電子提供制度が施行されます。これに伴い、次回（2023年6月）の定時株主総会から、株主総会資料はインターネット上の当社ウェブサイト等に掲載し、株主の皆様のお手元には簡易な招集通知（インターネット上の当社ウェブサイトに掲載したこと及びURL等を記載したお知らせ）をお届けすることになります。次回以降の定時株主総会において、株主総会資料を書面で受領したい株主様は、「書面交付請求」のお手続きが必要になります。

「書面交付請求」のお手続きにつきましては、口座を開設している証券会社、もしくは、当社の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社まで、お問い合わせください。

『新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について』

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主様の安全を第一に考え、株主総会における当社の対応について以下のとおりご案内いたします。株主の皆様のご理解とご協力を賜われますようお願い申し上げます。

(1) 当社の対応

- ① ご来場の株主様には、非接触型体温計による検温・マスクの着用・アルコール消毒液による手指の消毒にご協力をお願いいたします。なお、37.5℃以上の発熱、体調不良と見受けられる方につきましては、株主総会会場へのご入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ② 当社出席役員及び株主総会運営スタッフは、マスクを着用させていただきます。また、株主総会会場内のアルコール消毒を徹底し、感染予防対策を実施させていただきます。
- ③ 議長席の演台には飛沫防止のアクリル板を設置したうえで、議長はマスクを取り外しての議事進行とさせていただきます。
- ④ 会場内の座席は、前年と同様に間隔を空けて配置させていただきます。状況によりましては、入場できる人数を制限させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ⑤ 株主総会の議事は、前年と同様に円滑な進行となるよう検討しております。

(2) 株主様へのお願い

- ① 新型コロナウイルス感染拡大防止及び株主様の感染リスク回避のため、健康状態にかかわらず、株主総会へのご来場を極力お控えいただきますようお願い申し上げます。株主様には可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げるとともに、当日のご来場を見合わせていただくことも含めご検討ください。特にご年配の方、基礎疾患のある方、妊娠されている方におかれましては、特に慎重なご判断をお願い申し上げます。【書面（郵送）による議決権行使の方法は、5頁をご参照ください。】
- ② ご来場の際は、マスクを必ずご着用いただくなど、感染予防へのご配慮をお願い申し上げます。
- ③ 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府の発表等により、株主総会の開催・運営に関して大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://gfc-jp.com/>) にてご案内いたしますので、事前にご確認いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と認識しております。企業価値の向上及び株主価値の最大化を第一に考え、事業拡大のための必要な資金確保に努めるとともに、可能な限り業績に対応した適正配当を実施することを基本的な配当政策と考えております。

このような基本方針のもとで、長期安定的な経営基盤の確立に必要な内部留保水準、事業環境や業績動向、財務体質、資本効率などを総合的に勘案し、第50期の期末配当につきましては、1株につき25円といたしたいと存じます。

なお、その内訳は、普通配当を23円とした上で、当社は2022年8月に設立50周年を迎えることから、記念配当2円を含めて1株につき25円の配当といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金25円（うち普通配当23円、記念配当2円）

といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、138,220,150円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月24日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条但し書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 常勤の監査等委員に関する事項について、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(常勤の監査等委員) 第32条 常勤の監査等委員は、監査等委員会の決議により選定する。</p>	<p>(常勤の監査等委員) 第32条 <u>常勤の監査等委員を置くことができる。常勤の監査等委員は、監査等委員会の決議により選定する。</u></p>
<p>(附則)</p>	<p>(附則)</p>
<p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p>	<p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p>
<p>1 (条文省略)</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p>
<p>2 (条文省略)</p>	<p>2 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p>
	<p>第2条 <u>現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条但し書きに規定する改正規定の施行日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定に関わらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条は、なお効力を有する。</u></p> <p>3 <u>本条の規定は、施行日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名全員は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いいたします。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	にしむらこういち 西村公一 (1966年8月26日生)	2006年3月 当社入社 経営企画室次長 2006年4月 商品本部長 2006年6月 取締役 2007年6月 常務取締役 2008年6月 代表取締役社長（現任） 2019年2月 株式会社インタークレスト代表取締役会長 2022年5月 株式会社インタークレスト代表取締役会長兼社長（現任）	68,000株
(取締役候補者とした理由) 西村公一氏は、代表取締役社長としての見識と、当社グループ事業における豊富な経験と実績を有していることから、経営に関する重要事項の決定及び業務執行に対する監督等、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			
2	なむらあきひと 苗村彰仁 (1962年8月17日生)	2011年4月 株式会社十六銀行 安八支店 支店長 2013年1月 株式会社十六銀行 高山駅前支店 支店長 2017年10月 株式会社十六銀行 ジーエフシー株式会社出向 情報システム室室長 2018年6月 当社入社 執行役員 2020年6月 取締役（現任） 2021年6月 情報システム部部長兼総務人事部管掌 (現任)	1,500株
(取締役候補者とした理由) 苗村彰仁氏は、長年にわたり銀行業等に携わった豊富な経験と幅広い知識を有していることから、経営に関する重要事項の決定及び業務執行に対する監督等、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	にわあつし 丹羽 淳 (1968年9月27日生)	2011年3月 当社入社 2012年4月 経営企画室室長 2013年6月 取締役 管理本部副本部長 兼経営企画室室長 2016年6月 取締役 総務部部长 2017年6月 任期満了に伴い退任 2017年11月 信和株式会社入社 管理部長 2018年4月 信和株式会社 経営企画部長 2018年5月 信和株式会社 執行役員 管理本部副本部長兼経営企画部長 2021年5月 当社入社 執行役員 総務人事部部長 2021年6月 取締役(現任) 経営企画部部长兼財務経理部管掌 (現任)	300株
(取締役候補者とした理由) 丹羽淳氏は、長年にわたり経営企画部門、管理部門等に携わった豊富な経験と幅広い知識を有していることから、経営に関する重要事項の決定及び業務執行に対する監督等、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で、当社役員を被保険者として会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の24頁に記載のとおりであります。各候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同程度の内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役足立雅之氏及び諏訪直樹氏は辞任されますので、その補欠として監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠として選任する監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株式の数
1	おか だ まさ や 岡 田 昌 也 (1972年8月18日生)	1996年4月 監査法人伊東会計事務所入所 1999年4月 公認会計士登録 2007年7月 あずさ監査法人入所 2008年4月 南山大学大学院ビジネス研究科准教授 2008年7月 太陽ASG監査法人入所 2010年6月 太陽ASG監査法人社員就任 2017年4月 名古屋市立大学非常勤講師（現任） 2019年4月 南山大学非常勤講師（現任） 2019年8月 岡田昌也公認会計士事務所開所 (重要な兼職の状況) 岡田昌也公認会計士事務所所長（現任）	- 株
新任	(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割)		
社外	岡田昌也氏は、過去において会社の経営に関与したことはありませんが、公認会計士としての資格を持ち、高度な専門的知識を有していることから、当社の取締役会の充実に貢献いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。選任後は、当社の監査等委員である社外取締役として経営における重要事項の決定や業務遂行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待しております。		
独立			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
2	たか はし かつ のり 高橋 克徳 (1979年12月13日生)	2006年4月 名古屋国税局入局 2013年7月 名古屋国税局調査部勤務 2017年7月 名古屋中税務署勤務 2018年1月 国際税務専門官付上席国税調査官 2019年7月 日比大介税理士事務所入所 2019年8月 税理士登録 2022年2月 税理士法人日比会計入所 所属税理士(現任)	- 株
新任	(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割)		
社外	高橋克徳氏は、過去において会社の経営に関与したことはありませんが、税理士としての資格を持ち、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、当社の取締役会の充実に貢献いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。選任後は、当社の監査等委員である社外取締役として経営における重要事項の決定や業務遂行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待しております。		
独立			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 岡田昌也氏及び高橋克徳氏は、新任の監査等委員である社外取締役候補者であります。
 3. 岡田昌也氏及び高橋克徳氏の選任が承認された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 4. 岡田昌也氏及び高橋克徳氏の選任が承認された場合には、当社は、岡田昌也氏及び高橋克徳氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
 5. 当社は、保険会社との間で、当社役員を被保険者として会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の24頁に記載のとおりであります。各候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同程度の内容での更新を予定しております。

第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって監査等委員である取締役を辞任されます足立雅之氏及び諏訪直樹氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈いたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等につきましては、監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

ふ り が な 氏 名	略 歴
あ だち まさ ゆき 足 立 雅 之	2004年6月 当社監査役 2021年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）
す わ なお き 諏 訪 直 樹	2016年6月 当社監査役 2021年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）

以 上

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が全国的にかつ長期間に渡って発出され、慢性的に先行き不透明な状況が続き、外食・レジャー・旅行などの外出型消費を中心に国内消費の低迷が続きました。また、各種原材料や原油等の高騰長期化や円安傾向も重なり、景気の先行きは極めて不透明な状況で推移いたしました。

外食産業におきましては、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置発出下において、営業時間や酒類提供の制限等へ真摯に対応した事で、極めて厳しい経営環境が続きました。

当社グループにおきましては、長引くコロナ禍における各種要請に対応しながら、更なる企業価値向上を目指して、珍味・和食・お節に関わる業務用食材の開発及び販売というコア事業の強化を推進すると同時に、中食や老健、通販業界などの新規事業分野の開拓や経営環境の変化に合わせた経営管理の高度化に注力してまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は167億4百万円（前年同期比8.3%増）、営業損失1億57百万円（前年同期は営業損失6億37百万円）、経常損失59百万円（前年同期は経常損失5億54百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失42百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失5億33百万円）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度の売上高は10億56百万円減少、売上原価は10億56百万円減少、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

当社グループは、業務用加工食材事業の単一セグメントであるため、次の取扱区分により記載し、セグメントによる記載を省略しております。

企業集団における品目別売上高

区 分	前連結会計年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当連結会計年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)	前期比(%)
農 産 加 工 品	6,501,383千円	7,158,117千円	110.1
水 産 加 工 品	6,260,938千円	6,537,124千円	104.4
畜 肉 加 工 品	952,911千円	990,896千円	103.9
そ の 他	1,696,570千円	2,018,323千円	118.9
合 計	15,411,803千円	16,704,461千円	108.3

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

② 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第47期 (2019年3月期)	第48期 (2020年3月期)	第49期 (2021年3月期)	第50期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売 上 高(千円)	25,337,317	26,253,855	15,411,803	16,704,461
経常利益又は経常損失(千円)	703,397	423,740	△554,211	△59,855
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失 (千円)	702,110	254,290	△533,413	△42,080
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 (円)	122.55	45.35	△96.47	△7.61
総 資 産(千円)	20,444,436	18,981,543	18,603,134	18,241,310
純 資 産(千円)	17,120,258	16,911,666	16,251,450	16,075,242
1株当たり純資産額(円)	2,988.45	3,058.82	2,939.41	2,907.54

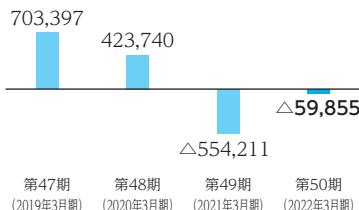
(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額は、それぞれ期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数に基づいて算出しております。又、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数については、自己株式数を控除しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

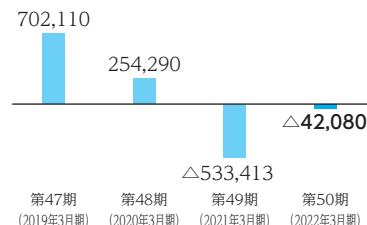
売上高 (単位: 千円)



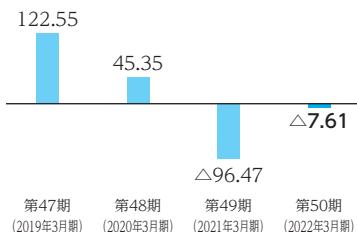
経常利益又は経常損失 (単位: 千円)



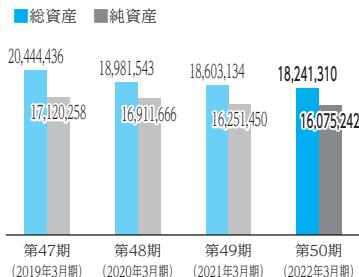
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (単位: 千円)



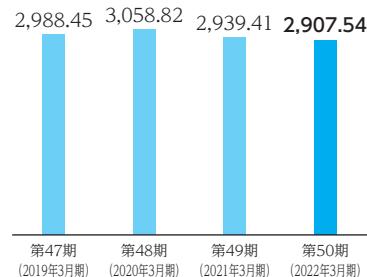
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (単位: 円)



総資産/純資産 (単位: 千円)



1株当たり純資産額 (単位: 円)



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
サンコー株式会社	30,000千円	100.0%	業務用加工食材の製造・販売
Global Food Creators Singapore Pte.Ltd.	350,000 シンガポールドル	100.0%	海外市場におけるマーケティング 活動
株式会社インタークレスト	10,000千円	100.0%	業務用加工食材の企画・販売

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルスのまん延も3年目を迎える中、当社グループを取り巻く経営環境は、観光産業や外食産業の市場規模の縮小により依然厳しい状況にあります。そのような状況下において、当社グループはスピード感を持って再構築を図るために、以下の戦略を前期に引き続き継続していくことで、当社ビジョン「おいしい出会いを創りたい」の実現に向け、更なる企業価値の向上を目指します。

① コア事業の強化

新型コロナウイルス感染症の長期化により、外食産業を中心とした時短・自粛が続き、中食や通販の増加など、国内における「食」の事情も大きく変化しております。こうした中で、堅調な需要のある珍味・和食・お節に関わる業務用食材の開発及び販売というコア事業を維持・拡大するため、これらを当社の重点領域と位置づけ、営業力・仕入力を集中いたします。当社の従来からの強みである広範な商品企画力、物流、ITサービスの得意分野でのサービス提供も加え、重要・重点顧客とのビジネスをさらに強固なものとするために各種施策を推進して、当社のコア事業の強化を推進してまいります。

② グローバル事業の強化と商品の拡充

「グローバル事業への商品の拡充」については、更なる成長が期待できるASEANのマーケット獲得のために、各国の有力企業との取引を通じた商品展開を進めるだけでなく、グループ会社とともに、ASEAN市場での更なる和食文化の発展と成長を目指し、当社の強みである広範な商品企画力を生かし、グローバル市場に通用する商品開発力を強化いたします。そして、日本の誇れる“食文化”であるわが国特有の『和食』を訴求できるように、ASEAN市場を中心としたグローバル市場に投入する商品を充実させてまいります。

③ 新規事業分野の開拓

珍味・和食・お節に関わる業務用食材の開発及び販売というコア事業の強化を推進しつつ、事業環境の変化に応じた新たな事業分野の開拓を加速させることで、収益性の改善や事業領域の見直しを引き続き進めてまいります。中食や老健、通販業界での新規顧客の開拓や、一般消費者向けの販売体制を強化しつつ、加えて、今後の新しい生活様式に基づく消費行動、マーケットにマッチした商品開発に注力いたします。コロナ禍というピンチをチャンスと捉え、新たなマーケットに向けて、当社グループが連携して商品開発を推し進め、当社ブランドであるPB商品を拡充してまいります。

④ 人材の高度化

社会が大きく変容していく中で、改めて初心と基本を徹底し、この困難な状況を突破いたします。そのために従業員の成長や自己実現・健康を重視し、多様な人材が活躍できる仕組み・風土構築を通じて、働きがいのある企業文化の向上に努めてまいります。従業員が仕事を通じて自己実現を図り、より高い成果が生み出せるよう、職場風土・環境の整備に取組み、働き方改革を通じた生産性の向上と企業価値の向上、健康経営を積極的に推進し、従業員一人ひとりの成長と会社の持続的な発展を目指し、各種制度や職場環境の整備を進めてまいります。

⑤ 経営管理の高度化

当社グループはこれまで、観光産業や外食産業を中心に事業展開してまいりましたが、経営環境の変化に伴う収益基盤の強化は大きな課題であり、市場でのコストダウン圧力に加え、仕入原価、物流費、人件費の高騰による収益構造の悪化は喫緊の課題であります。また、食品を取り扱う企業として、商品の品質確保は最も重要な責務です。加えて、この度の新型コロナウイルス感染症や自然災害、リスクに備えた管理体制の更なる強化が求められます。これらの経営環境の変化に合わせた課題を克服するために、グループ会社含めすべての人材の強化を図り、一体となって再構築を実現し、部門採算管理、グループ経営管理の高度化の実現を推進してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループ(当社及び当社の関係会社)は、当社、連結子会社3社及びその他の関係会社で構成され、その主な事業内容は、観光旅館、ホテル、冠婚葬祭場、その他外食産業で使用される業務用加工食材の企画・製造・販売であります。当社グループ内における当社及び連結子会社の位置付けは、次のとおりであります。

業務用加工食材の企画・販売……………当社、株式会社インタークレスト
 業務用加工食材の製造・販売……………サンコー株式会社
 海外市場におけるマーケティング活動……………Global Food Creators Singapore Pte.Ltd.

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

当 社	本 社	岐阜県羽島郡笠松町
	営 業 所	仙 台 (仙台市宮城野区) 東 京 (東京都中央区) 大 阪 (大阪市此花区) 福 岡 (福岡市博多区)
サンコー株式会社	本 社	岐阜県美濃加茂市蜂屋町
	工 場	岐阜県美濃加茂市蜂屋町
Global Food Creators Singapore Pte.Ltd.	本 社	シンガポール共和国
株式会社 インタークレスト	本 社	東京都港区

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
業務用加工食材	245 (67) 名	10名減 (4名増)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員、嘱託社員を含んでおります。) は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当社グループは、業務用加工食材事業の単一セグメントであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
220 (41) 名	11名減 (1名減)	41.9歳	17.4年

- (注) 使用人数は就業員数 (当社から社外への出向者を除いております。) であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員、嘱託社員を含んでおります。) は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

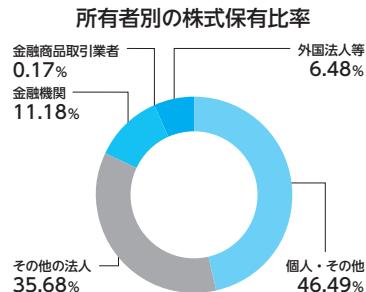
(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2021年6月24日開催の第49回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 21,870,000株
- ② 発行済株式の総数 5,528,806株
(自己株式240,234株を除く)
- ③ 株主数 3,904名



④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
有限会社ニシムラ	14,920 百株	26.98 %
ジーエフシー取引先持株会	7,474	13.51
ジーエフシー従業員持株会	2,465	4.46
株式会社十六銀行	2,430	4.39
株式会社大垣共立銀行	1,890	3.41
西村牧子	1,820	3.29
西村悦郎	1,700	3.07
西村美枝子	1,700	3.07
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD - SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8221-563114	1,291	2.33
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LIMITED - HONGKONG PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8028-394841	1,167	2.11

(注) 持株比率は自己株式 (240,234株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	西 村 公 一	株式会社インタークレスト代表取締役会長
取 締 役	苗 村 彰 仁	情報システム部長兼総務人事部管掌
取 締 役	丹 羽 淳	経営企画部部長兼財務経理部管掌
取締役(常勤監査等委員)	飯 尾 照 男	
取締役(監 査 等 委 員)	葛 西 良 亮	葛西法律事務所所長 ハビックス株式会社社外取締役 (監査等委員)
取締役(監 査 等 委 員)	足 立 雅 之	足立雅之税理士事務所所長
取締役(監 査 等 委 員)	諏 訪 直 樹	監査法人アンビシャス代表社員

- (注) 1. 2021年6月24日開催の第49回定時株主総会において、定款変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行いたしました。これに伴い、葛西良亮氏は任期満了により退任し、監査等委員である取締役に就任しております。また、飯尾照男氏、足立雅之氏及び諏訪直樹氏は監査役を任期満了により退任し、監査等委員である取締役に就任しております。
2. 取締役 (監査等委員) 葛西良亮氏、足立雅之氏及び諏訪直樹氏は、社外取締役であります。
3. 取締役 (常勤監査等委員) 飯尾照男氏は、経理部門での長年の経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 (監査等委員) 葛西良亮氏は、弁護士の資格をもち、法律・コンプライアンスに関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役 (監査等委員) 足立雅之氏は、税理士の資格をもち、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役 (監査等委員) 諏訪直樹氏は、公認会計士の資格をもち、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 2021年6月24日付で、取締役苗村彰仁氏の担当が情報システム室室長から情報システム部部长兼総務人事部管掌となりました。
8. 2021年6月24日開催の第49回定時株主総会において、丹羽淳氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
9. 2021年6月24日開催の第49回定時株主総会終結の時をもって、岩永雅由氏は取締役に退任いたしました。
10. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役からの情報収集及び重要な社内会議に出席し、情報共有並びに会計監査人及び内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、飯尾照男氏を常勤の監査等委員である取締役として選定しております。
11. 当社は社外取締役葛西良亮氏、足立雅之氏及び諏訪直樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
12. 代表取締役社長西村公一氏は、2022年5月21日付にて、株式会社インタークレスト代表取締役会長兼社長に就任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役、執行役員及びそれらの相続人を被保険者として、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。なお、保険料は全額当社が負担しております。その契約内容の概要は、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金等の損害を補填することとしております。ただし、被保険者である取締役及び執行役員が、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の額

(A) 当事業年度に係る役員の報酬等の総額等

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	5名 (1名)	76,012千円 (1,275千円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 (3名)	12,194千円 (6,922千円)
監 査 役 （うち社外監査役）	3名 (2名)	3,400千円 (1,081千円)
合 計 （うち社外役員）	12名 (6名)	91,607千円 (9,278千円)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役及び監査役の報酬等の額には、役員退職慰労引当金及び役員賞与引当金として当事業年度に引き当てた金額、確定拠出年金の掛金を含めております。
3. 2021年6月24日開催の第49回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含めております。なお、当社は2021年6月24日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しており、退任監査役3名につきましては、当該株主総会の終結の時をもって退任した後、新たに監査等委員に就任したため、報酬等の額と員数については、監査役在任期間分は監査役に、監査等委員在任期間分は取締役（監査等委員）に含めて記載しております。また、社外取締役1名につきましては、当該株主総会の終結の時をもって退任した後、新たに監査等委員に就任したため、報酬等の額と員数については、取締役在任期間分は取締役（監査等委員を除く）に、監査等委員在任期間分は取締役（監査等委員）に含めて記載しております。
4. 員数につきましては、延べ人数を記載しておりますが、実際の支給対象者は8名（うち社外役員3名）であります。

(B) 当事業年度において支払った役員退職慰労金

2021年6月24日開催の第49回定時株主総会決議に基づき、当該株主総会終結の時をもって退任した取締役に対し支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

- ・取締役1名に対し 4,000千円

（上記金額には、上記(A)及び過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。）

(C) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年5月25日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、当社の企業価値向上に資することを原則とし、透明性及び公平性を確保するため、会社業績と事業計画の進捗状況、各取締役の役位、職責、在任年数に応じて他社水準、従業員給与とのバランスも考慮しながら総合的に勘案して決定することを基本方針としております。具体的には、基本報酬、賞与及び退職慰労金により構成しております。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の確定報酬は、基本報酬を月例支給し、それに加えて、賞与を毎年6月に支給するものとしております。また、退職慰労金については、社内規程に基づき、在任役員退職後の最初の株主総会において承認を受けたいえ、当該株主総会後の取締役会において支給時期等について決議するものとしております。

なお、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、確定報酬である基本報酬、賞与及び退職慰労金はその全部を占めております。

当社の監査等委員である取締役の個人別の報酬等の額は、2021年6月24日開催の第49回定時株主総会において決議いただいております報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

(D) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、1997年6月26日開催の第25回定時株主総会において月額30,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名です。

監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2021年6月24日開催の第49回定時株主総会において月額30,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名です。

監査等委員会設置会社移行前の監査役の報酬限度額は、1997年6月26日開催の第25回定時株主総会において月額4,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

監査等委員会設置会社移行後の監査等委員である取締役の報酬限度額は、2021年6月24日開催の第49回定時株主総会において月額4,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員の員数は、4名です。

(E) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の確定報酬、賞与については取締役会決議に基づき代表取締役社長である西村公一において決定を行っております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

⑤ 社外役員に関する事項

(A) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役葛西良亮氏は、葛西法律事務所所長及びハビックス株式会社社外取締役（監査等委員）です。

社外取締役足立雅之氏は、足立雅之税理士事務所所長です。

社外取締役諏訪直樹氏は、監査法人アンビシャス代表社員です。

当社は葛西法律事務所、ハビックス株式会社、足立雅之税理士事務所及び監査法人アンビシャスとの間に特別の関係はありません。

(B) 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役（監査等委員） 葛西 良亮	<p>当事業年度に開催された取締役会15回のうち、社外取締役として4回、監査等委員として11回出席いたしました。また、当事業年度に開催された監査役会3回のうち社外取締役として監査役との連携及び情報交換等のために3回参画し、監査等委員会10回のうち10回出席いたしました。</p> <p>主に、弁護士としての専門的な見地から、取締役会で積極的に意見を述べており、法的な観点から経営全般の監督機能及び利益相反の監督機能の強化、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、法的解釈等適宜、必要な発言を行っております。</p>
社外取締役（監査等委員） 足立 雅之	<p>当事業年度に開催された取締役会15回のうち、監査役として4回、監査等委員として11回出席いたしました。また、当事業年度に開催された監査役会3回のうち3回、監査等委員会10回のうち10回出席いたしました。</p> <p>主に、税理士としての専門的な見地から、取締役会で積極的に意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。</p>
社外取締役（監査等委員） 諏訪 直樹	<p>当事業年度に開催された取締役会15回のうち、監査役として4回、監査等委員として11回出席いたしました。また、当事業年度に開催された監査役会3回のうち3回、監査等委員会10回のうち10回出席いたしました。</p> <p>主に、公認会計士としての専門的な見地から、取締役会で積極的に意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。</p>

(4) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,200千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,200千円

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが当社の事業規模や事業内容に適切かどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と認識しております。企業価値の向上及び株主価値の最大化を第一に考え、事業拡大のための必要な資金確保に努めるとともに、可能な限り業績に対応した適正配当を実施することを基本的な配当政策と考えております。

~~~~~  
(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目            | 金 額               |
|-----------------|-------------------|----------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   | <b>(負債の部)</b>  |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>11,876,178</b> | <b>流動負債</b>    | <b>1,622,546</b>  |
| 現金及び預金          | 7,831,529         | 支払手形及び買掛金      | 1,058,361         |
| 受取手形            | 89,985            | 短期借入金          | 140,000           |
| 売掛金             | 1,791,631         | 一年内返済予定の長期借入金  | 12,120            |
| 有価証券            | 1,300,000         | 未払法人税等         | 17,435            |
| 商品及び製品          | 742,907           | 賞与引当金          | 127,034           |
| 原材料及び貯蔵品        | 62,622            | 役員賞与引当金        | 5,400             |
| その他             | 62,813            | その他の他          | 262,196           |
| 貸倒引当金           | △5,310            | <b>固定負債</b>    | <b>543,521</b>    |
| <b>固定資産</b>     | <b>6,365,131</b>  | 長期借入金          | 200,000           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>4,336,382</b>  | 役員退職慰労引当金      | 98,511            |
| 建物及び構築物         | 517,130           | 退職給付に係る負債      | 175,136           |
| 機械装置及び運搬具       | 65,779            | その他の他          | 69,873            |
| 土地              | 3,706,311         | <b>負債合計</b>    | <b>2,166,068</b>  |
| その他             | 47,160            | <b>(純資産の部)</b> |                   |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>61,026</b>     | <b>株主資本</b>    | <b>16,080,413</b> |
| ソフトウェア          | 32,456            | 資本金            | 100,000           |
| その他             | 28,570            | 資本剰余金          | 4,539,178         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,967,723</b>  | 利益剰余金          | 11,792,703        |
| 投資有価証券          | 1,278,888         | 自己株式           | △351,467          |
| 繰延税金資産          | 293,478           | その他の包括利益累計額    | △5,171            |
| 退職給付に係る資産       | 205,364           | その他有価証券        | △4,622            |
| その他             | 203,924           | 評価差額金          |                   |
| 貸倒引当金           | △13,932           | 為替換算調整勘定       | △548              |
| <b>資産合計</b>     | <b>18,241,310</b> | <b>純資産合計</b>   | <b>16,075,242</b> |
|                 |                   | <b>負債純資産合計</b> | <b>18,241,310</b> |

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

# 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額        |
|-----------------|------------|
| 売上高             | 16,704,461 |
| 売上原価            | 13,531,537 |
| 売上総利益           | 3,172,924  |
| 販売費及び一般管理費      | 3,330,804  |
| 営業損失            | △157,880   |
| 営業外収益           |            |
| 受取利息            | 22,723     |
| 受取配当金           | 4,938      |
| 受取貸料            | 11,254     |
| 受取手数料           | 5,234      |
| 補助金収入           | 55,642     |
| その他             | 8,000      |
| 営業外費用           |            |
| 支払利息            | 4,103      |
| 出資金運用損          | 375        |
| 為替差損            | 4,366      |
| 賃貸収入原価          | 923        |
| その他             |            |
| 経常損失            | △59,855    |
| 特別利益            |            |
| 固定資産売却益         | 8          |
| 特別損失            |            |
| 固定資産除却損         | 29,436     |
| 税金等調整前当期純損失     | △89,282    |
| 法人税、住民税及び事業税    | 20,952     |
| 法人税等調整額         | △68,155    |
| 当期純損失           | △42,080    |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 | △42,080    |

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目            | 金 額               |
|-----------------|-------------------|----------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   | <b>(負債の部)</b>  |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>10,436,791</b> | <b>流動負債</b>    | <b>1,376,164</b>  |
| 現金及び預金          | 7,073,731         | 支払手形           | 15,637            |
| 受取手形            | 89,985            | 買掛金            | 1,029,340         |
| 売掛金             | 1,491,236         | 未払金            | 129,343           |
| 有価証券            | 1,300,000         | 未払費用           | 60,850            |
| 商品及び製品          | 343,759           | 未払法人税等         | 3,423             |
| 材料及び貯蔵品         | 19,524            | 預り金            | 6,933             |
| 1年内回収予定の金       | 66,666            | 賞与引当金          | 119,495           |
| 関係会社長期貸付        | 57,199            | 役員賞与引当金        | 4,350             |
| その他             | △5,310            | その他の他          | 6,791             |
| 貸倒引当金           | △5,310            | <b>固定負債</b>    | <b>322,932</b>    |
| <b>固定資産</b>     | <b>6,644,879</b>  | 退職給付引当金        | 167,332           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>4,216,313</b>  | 役員退職慰労引当金      | 85,726            |
| 建築物             | 423,924           | その他の他          | 69,873            |
| 構築物             | 8,571             | <b>負債合計</b>    | <b>1,699,096</b>  |
| 機械及び装置          | 28,083            | <b>(純資産の部)</b> |                   |
| 車両運搬具           | 2,549             | <b>株主資本</b>    | <b>15,387,197</b> |
| 工具、器具及び備品       | 46,873            | 資本金            | 100,000           |
| 土地              | 3,706,311         | 資本剰余金          | 4,539,178         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>57,813</b>     | 資本準備金          | 2,295,156         |
| 借地権             | 21,741            | その他資本剰余金       | 2,244,021         |
| ソフトウェア          | 29,537            | <b>利益剰余金</b>   | <b>11,099,486</b> |
| 電話加入権           | 6,535             | 利益準備金          | 124,250           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>2,370,752</b>  | その他利益剰余金       | 10,975,236        |
| 投資有価証券          | 1,278,888         | 別途積立金          | 7,350,000         |
| 関係会社株式          | 347,163           | 繰越利益剰余金        | 3,625,236         |
| 出資金             | 49,714            | <b>自己株式</b>    | <b>△351,467</b>   |
| 関係会社長期貸付金       | 66,666            | 評価・換算差額等       | △4,622            |
| 破産更生債権等         | 3,892             | その他有価証券評価差額金   | △4,622            |
| 長期前払費用          | 14,571            | <b>純資産合計</b>   | <b>15,382,574</b> |
| 繰延税金資産          | 288,984           | <b>負債純資産合計</b> | <b>17,081,671</b> |
| 保険積立金           | 69,424            |                |                   |
| 前払年金費用          | 205,364           |                |                   |
| その他の他           | 60,014            |                |                   |
| 貸倒引当金           | △13,932           |                |                   |
| <b>資産合計</b>     | <b>17,081,671</b> |                |                   |

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

# 損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額        |
|--------------|------------|
| 売上高          | 15,339,021 |
| 売上原価         | 12,482,567 |
| 売上総利益        | 2,856,454  |
| 販売費及び一般管理費   | 3,050,483  |
| 営業損失         | △194,029   |
| 営業外収益        |            |
| 受取利息         | 831        |
| 受取証券利息       | 22,516     |
| 受取配当金        | 16,938     |
| 受取賃料         | 14,854     |
| 受取手数料        | 5,121      |
| 補助金収入        | 46,282     |
| その他          | 8,731      |
| 営業外費用        |            |
| 支払利息         | 45         |
| 支出資金運用損      | 375        |
| 為替差損         | 141        |
| 賃借収入原価       | 1,565      |
| 経常損失         | △80,880    |
| 特別利益         |            |
| 固定資産売却益      | 8          |
| 特別損失         |            |
| 固定資産除却損      | 29,436     |
| 税引前当期純損失     | △110,308   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 6,847      |
| 法人税等調整額      | △67,830    |
| 当期純損失        | △49,324    |

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

ジーエフシー株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 浩彦  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松岡 和雄  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ジーエフシー株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジーエフシー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

ジーエフシー株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 浩彦  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松岡 和雄  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジーエフシー株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合には、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第50期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

ジーエフシー株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 飯尾照男 ㊟

監査等委員 葛西良亮 ㊟

監査等委員 足立雅之 ㊟

監査等委員 諏訪直樹 ㊟

(注) 監査等委員葛西良亮、足立雅之及び諏訪直樹は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## ホームページのご案内

株主様・投資家様向けのIR情報から新商品などの取扱商品まで、様々な会社情報を随時開示しております。ぜひ、ご覧ください。（2021年9月1日より、ホームページを全面リニューアルいたしました）



上記のQRコードにて当社ホームページをご覧ください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

[▶ https://gfc-jp.com/](https://gfc-jp.com/)

## 株主メモ

|                     |                                                                                                                                           |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業年度                | 4月1日～翌年3月31日                                                                                                                              |
| 期末配当金受領株主確定日        | 3月31日                                                                                                                                     |
| 中間配当金受領株主確定日        | 9月30日                                                                                                                                     |
| 定時株主総会              | 毎年6月                                                                                                                                      |
| 株主名簿管理人<br>特別口座管理機関 | 三菱UFJ信託銀行株式会社                                                                                                                             |
| 同連絡先                | 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部<br>東京都府中市日鋼町1-1 電話 0120-232-711(フリーダイヤル)<br>郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号<br>三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部                        |
| 上場証券取引所             | 東京証券取引所 スタンダード                                                                                                                            |
| 証券コード               | 7559                                                                                                                                      |
| 公告の方法               | 電子公告により行う。<br>公告掲載URL <a href="https://gfc-jp.com/">https://gfc-jp.com/</a><br>(ただし、電子公告によることが出来ない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。) |

## 【ご注意】

1. 株主様の住所変更、単元未満株式の買取請求その他各種手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取扱い出来ませんのでご注意ください。
2. 特別口座に口座をお持ちの株主様の各種手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問合せください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

# 株主総会会場ご案内図

会場

じゅうろくプラザ 2階 ホール

岐阜県岐阜市橋本町1丁目10番地11  
TEL 058-262-0150

開催  
日時

2022年6月23日(木曜日)  
午前10時(受付開始時刻 午前9時)



じゅうろくプラザ



交通

JR東海道本線 岐阜駅より ..... 徒歩約2分

名鉄名古屋本線 名鉄岐阜駅より ..... 徒歩約7分

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応につきましては、4頁をご確認ください。



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。